

事 務 連 絡  
令和3年1月21日

都道府県多文化共生担当課長 殿  
政令指定都市多文化共生担当課長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部  
在留支援課補佐官 田 中 敏 之

在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについて

平素から出入国在留管理行政に御理解・御協力を賜りありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、在留資格認定証明書( )の交付を受けた方であっても、滞在中の国・地域の入国制限措置が解除されていない場合は、特段の事情があると認められる場合を除き、我が国への入国が認められない状況にあります。

そのため、在留資格認定証明書の有効期間については、通常「3か月」とされていますが、現下の状況に鑑み、別添のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

本措置について、一元的相談窓口を含む外国人向け相談窓口等の関係機関に周知願います。また、都道府県担当者におかれましては、管下市区町村に併せて周知願います。

なお、外国人受入環境整備交付金決定を受けた市町村に対しては、当職から直接お知らせしていることを申し添えます。

外国人本人又は代理人からあらかじめ日本国内で申請がなされた場合に、事前に審査を行い、在留資格該当性等があると認めるときは、その旨の証明書を交付し、当該外国人はこれを提示又は提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けることができる。

添付物

- 1 日本入国にあたっての注意事項
- 2 在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについて

参考

出入国在留管理庁ホームページ

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005022.pdf>

**日本入国に当たっての注意事項（必ず御一読ください）**

新型コロナウイルス感染症について、依然として、各国において感染が拡大しており、在留資格認定証明書の交付を受けた方であっても、滞在中の国・地域の入国制限措置が解除されていない場合は、特段の事情があるものと認められるときを除き、日本への入国（上陸）が認められない状況にあります。

そのため、在留資格認定証明書の有効期間については、通常「3か月」とされていますが、現下の状況に鑑み、以下のとおり取り扱うこととしました。

- ・ 2019年10月1日から同年12月31日までに作成された在留資格認定証明書については、2021年4月30日まで有効なものとみなします。
- ・ 2020年1月1日から2021年1月30日までに作成された在留資格認定証明書については、2021年7月31日まで有効なものとみなします。
- ・ 2021年1月31日以降に作成された在留資格認定証明書

については、作成日から「6か月間」有効なもののみなします。

※ この取扱いの変更については、出入国在留管理庁ホームページ（<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005022.pdf>）で御案内しますので、御確認ください。

※ 在留資格認定証明書が交付された後、当該外国人の招聘を取りやめることとなった場合や上記取扱いを踏まえても、なお、当該外国人の招聘について、再度、在留資格認定証明書交付申請を行うような場合には、当該外国人の身分事項及び申請番号等を記載した文書（様式任意）を、在留資格認定証明書の交付を受けた地方出入国在留管理局宛（注）に提出願います。

その際、可能であれば、交付済みの在留資格認定証明書も併せて提出願います。

なお、提出は来庁されることなく郵送でも可能です。郵送される場合には、封書に申請番号を記載願います。

（注）オンラインでの手続により受領した在留資格認定証明書については、下記の宛先に郵送にて返送してください。

〒135-0064

東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階

東京出入国在留管理局在留管理情報部門オンライン申請手続班（おだいば分室内）



# 在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについて

## これまでの取扱い

①対象となる在留資格  
在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格

②対象地域  
全ての国・地域

③対象となる在留資格認定証明書  
**2019年10月1日以降、2021年1月29日までに作成されたもの**

④有効とみなす期間  
**入国制限措置が解除された日から6か月又は2021年4月30日までのいずれか早い日まで**

(注1) 入国制限措置が解除された日とは、滞在中の国・地域の「上陸拒否」及び「既に発給された査証の効力停止」のいずれも解除された日をいいます。

(注2) 入国制限措置解除日に係る国・地域については、出入国在留管理庁ホームページ(<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005848.pdf>)で御案内しますので、御確認ください

⑤有効とみなす条件  
在外公館での査証発給申請時、受入れ機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合

※ 別添の参考様式([別表1用](#), [別表2用](#))を参照の上、作成願います。

## 新たな取扱い

①対象となる在留資格  
在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格

②対象地域  
全ての国・地域

③対象となる在留資格認定証明書  
**2019年10月1日以降に作成されたもの**

④有効とみなす期間

- 作成日が2019年10月1日～12月31日  
→ **2021年4月30日まで(これまでの取扱いと同じ)**
- 作成日が2020年1月1日～2021年1月30日  
→ **2021年7月31日まで**
- 作成日が2021年1月31日～  
→ **作成日から「6か月間」有効**

⑤有効とみなす条件  
在外公館での査証発給申請時、受入れ機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合

※ 別添の参考様式([別表1用](#), [別表2用](#))を参照の上、作成願います。